

豊橋創造大学短期大学部科目等履修生規程

制定
平成 4年 7月 8日
改正
平成 8年 4月 1日
平成11年 4月 1日
平成14年 4月 1日
平成15年 4月 1日
平成19年 4月 1日

(趣旨)

第1条 豊橋創造大学短期大学部学則（以下「学則」という）第12章各条の規定に基づく科目等履修生の入学志願資格及び選考方法及びその他の必要な事項については、この規程による。

(入学資格)

第2条 科目等履修生の入学資格は、高等学校等を卒業した者、もしくはそれと同等以上の学力があると認められる者とする。

(出願に必要な書類)

第3条 科目等履修生として入学を希望する者は、次の各号の書類に検定料を添えて提出しなければならない。

- (1) 願書（本学所定のもの）
- (2) 最終出身校等の卒業もしくは修了証明書
- (3) 履歴書（市販のものを使用し、写真を貼付すること）
- (4) 勤務先を有する者は、勤務先の承認書
- (5) その他必要な書類

(選考方法)

第4条 科目等履修生の選考方法は、第3条による書類等の審査の上、面接を行う。必要に応じて論文（作文）を課す場合がある。

(入学の許可)

第5条 科目等履修生の入学の許可は、選考の結果、教授会に諮り、学長が行う。

(入学時期)

第6条 科目等履修生の入学時期は学年または学期の初めとする。

(学納金)

第7条 科目等履修生の学納金は、学則別表3のとおりとする。

- 2 授業科目の履修に必要な特別な費用（実習費および教材費等）は、科目等履修生が負担するものとする。
- 3 一旦提出した書類及び納入した学納金は原則として返還しない。ただし、特に指定した日までに取り消し願い出書を提出した者については、納入した学納金のうち、事情により授業料を返還することができる。

(在学期間)

第8条 科目等履修生として、在学できる期間は、2年を限度とする。

第9条 ただし、在学期間満了後、継続して履修を願い出た時はこれを許可することがある。この場合、入学検定料、入学金は徴収しない。

(受講科目数及び単位数)

第10条 科目等履修生として履修し得る受講科目数及び単位数は、原則として次の各号のとおりとする。ただし、平成14年3月以前に大学及び短期大学を卒業した者はこの限りではない。

- (1) 受講科目…本学の開講する科目のうち指定された授業科目で8科目を限度とする。
- (2) 単位数……原則として16単位以内とする。

(単位修得の認定)

第11条 科目等履修生が履修した授業科目の単位の認定については、学則第9条および第10条を準用する。

附則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附則
この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附則
この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附則
この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則
この規程は、平成19年4月1日から施行する。

豊橋創造大学短期大学部学則 別表3 科目等履修生及び委託生学納金及び手数料内訳表

	入学金	授業料（1単位につき）		
		実習科目	演習科目	講義科目
科目等履修生	50,000円	12,000円	12,000円	12,000円
委託生	0円	12,000円	12,000円	12,000円

検定料 10,000円